

ICT活用工事（ICT土工）に関する特記仕様書【受注者希望型】

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT土工）」（以下、「ICT活用工事」という）の対象とすることができる。

第1 ICT活用工事の推進

- 1 - 1 ICT活用工事とは、以下に示す全ての施工プロセス（～）においてICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

3次元起工測量

起工測量において、下記1)～3)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) レーザースキャナーによる起工測量
- 3) その他の3次元計測技術による起工測量

3次元設計データ作成

発注図書や で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

ICT建設機械による施工

で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記1)～4)に示す技術（ICT建設機械）により施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術
- 2) 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術
- 3) 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術
- 4) 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術

3次元出来形管理資料等の作成

により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工管理を実施する。

< 出来形管理 >

下記1)～3)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による出来形管理技術（土工）
- 2) レーザースキャナーによる出来形管理技術（土工）
- 3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術（土工）

<品質管理>

下記４)の技術を用いた品質管理を行うものとする。

４) T S ・ G N S S による締固め回数管理技術(土工)

出来形確認及び検査

トータルステーション等を用いて、現地で出来形計測を行い、3次元設計データの設計値と実測値との標高差等が規格値内であることを検査する。

納品

～ にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

- 1 - 2 受注者はICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにICT活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT活用工事を行うことができる。
- 1 - 3 1 - 1 施工プロセスに示す ～ について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。
- 1 - 4 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。
- 1 - 5 施工に必要なICT活用工事用のデータは、受注者が作成するものとする。
- 1 - 6 ICT活用工事に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。
- 1 - 7 3次元設計データの作成は、原則、兵庫県の測量・建設コンサルタント等業務のうち「建設コンサルタント」業務の入札参加資格をもつ会社が行うものとする。また、設計照査は、技術士、RCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者)の資格を保有した技術者が行わなければならない。
- 1 - 8 ICT活用工事を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT活用工事を実施した場合の対象工種の監督・検査は、国土交通省が定めた「ICT活用工事に関する基準」により行うものとする。

第3 納品について

国土交通省が定めた「ICT活用工事に関する基準」において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書」の電子納品に関する運用指針(案)(平成25年10月)で示す、「OTHERS」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

第4 アンケート調査について

受注者は、ICT活用工事を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。